

# 高齢者等タクシー料金助成券の金額を引き上げます

☎ 保険課地域包括ケア係 ☎ 079-4351-0313

高齢者などの移動を支援するため、4月1日時点で75歳以上の人および74歳以下の要介護・要支援認定者に、播磨町高齢者等タクシー料金助成券交付事業を実施しています。令和6年度から1枚あたりの助成金額を500円から700円に引き上げます。



▼対象 令和6年度の対象者は、次の(1)または(2)の人です。

- (1) 令和6年4月1日時点で播磨町に住民票を有し引き続き居住する満75歳以上の人
  - (2) 要介護・要支援認定を受けている、もしくは要介護・要支援認定を令和6年度中に受けた人(転入前市町で要介護・要支援認定をすでに受けて、播磨町に転入した人を含む)
- 令和5年度に助成券の交付を受けた75歳以上人は申請不要です。4月に助成券を郵送します。
- ▼新たに申請が必要な人
- ① 昭和23年4月3日～昭和24年4月2日に生まれた人
  - ② 令和5年4月2日～令和6年4月1日までに播磨町へ転入した人で、昭和23年4月2日以前に生まれた人
  - ③ 令和6年4月1日時点で要介護・要支援認定を受けている74歳以下の人
  - ④ 令和6年4月2日以降に要介護・要支援認定を受けた75歳以下の人

受けた75歳以下の人

⑤ 令和6年4月2日以降に播磨町へ転入した人で、要介護・要支援認定を受けている人

▼申請方法

- ①～③の人には3月下旬に申請書を郵送していただきます。
- ④・⑤の人は随時申請を受け付けますので、保険課地域包括ケア係までお問い合わせください。
- ※本人確認書類の写しがあれば、受け付けできません。添付漏れにご注意ください。

▼助成券の交付時期

3月中に申請書を受け付けしたものは、4月中旬に助成券を郵送します。4月以降に申請書を受け付けしたものは、随時郵送します。

▼助成金額 上限8千400円(700円券×12枚)

※令和6年4月～7年3月に利用できるタクシー料金助成券です。

▼申請時期と交付枚数 申請月から翌年3月まで

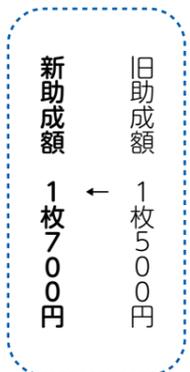
## 令和6年4月から

### 妊産婦応援タクシー料金助成額を増額します

☎ とも課そだち支援係 ☎ 079-4351-0366

4月からの妊産婦応援タクシー料金助成額を1枚700円に増額します。

対象者には、案内を郵送しますのでご確認ください。



● 3月末までに旧助成券(1枚500円)を受けた人

次の①または②の方法で手続きしてください。

① 4月以降に、とも課窓口で助成券の交換を行う

② 旧助成券は使用せず、タクシー代を全額自己負担し、後日償還払いの申請をして、新助成額が適用された額を受け取る

※償還払いの申請については、ホームページをご確認ください。

▼臨時窓口 助成券交換のための臨時窓口を開設します

☎ 4月6日(土)9時～12時  
場役場1階101会議室

(中央公民館側の通用口からお入りください)

対 令和5年4月1日から令和6年3月末までに妊産婦応援タクシー助成券を受け取った人

持旧(1枚500円)の妊産婦応援タクシー助成券



妊産婦応援  
タクシー料金  
助成

の月数分の助成券を交付します。そのため、申請が遅くなると、交付枚数が少なくなります。ご注意ください。

(例)  
5月申請 700円券×11枚  
6月申請 700円券×10枚

▼助成券の利用方法 タクシーを降る時に、助成券と不足分の現金などを合わせてお支払いください。おつりはできません。

▼利用条件 次の条件があります

- 条件1 乗車地または到着地が播磨町内であること
- 条件2 1回の乗車運賃が700円以上であること
- 条件3 播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること

※令和5年度以前に対象になつた人で、まだ申請していない人は随時受け付けています。保険課地域包括ケア係までお問い合わせください。

※有効期限が切れた助成券は使用できません。間違えて使用しないよう、ご自身で破棄してください。



高齢者等タク  
シー料金助成  
券

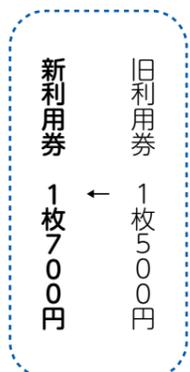
## 令和6年4月から

### 福祉タクシー料金助成額を増額します

☎ 健康福祉課障害福祉係

☎ 079-4351-2361

播磨町在住の重度心身障がい者(児)に交付する福祉タクシー利用券を、1枚700円に増額します。



令和6年度の利用券については、令和5年度に利用券の交付を受けている人には、令和6年3月下旬頃にお送りします。対象者に該当し、まだ利用券の交付を受けていない人は、健康福祉課にて申請手続きを行ってください。

対 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級の人

持 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳